

「JA教育資金贈与専用口座」の取扱開始について

JAバンク岩手では、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した貯金商品「JA教育資金贈与専用口座」の取扱いを平成25年9月2日（月）から開始しております。

【商品の概要】

商品名	JA教育資金贈与専用口座
ご利用いただける方	直系尊属（祖父母など）から贈与契約書により教育資金の贈与を受けた30歳未満の個人
期間	[預入]平成25年9月2日～平成27年12月30日 [払戻]貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
貯金種類	普通貯金（教育資金管理特約を締結していただきます。）
預入金額	1円以上1,500万円以下（1円単位） ※利息は預入限度額に含みません。
払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・原則として貯金者（お孫さま等）の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。・教育資金の支払を証明する領収書等もしくは請求書等を提出していただきます。・領収書等もしくは請求書等の内容を審査・確認するための期間をいただく場合があります。
利息	<ul style="list-style-type: none">・毎日の普通貯金金利を適用し、毎年2月と8月の所定の日にお支払します。
手数料	手数料はかかりません。
その他	専用口座はお一人様につき1口座です。 また、専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関での開設はできません。

詳しくはお近くのJAバンク窓口までお問い合わせください。